

セクション	項目	意見の概要	意見に対する考え方
2	G	<p>「第三次生物多様性国家戦略(2007年11月)に、2011年までに10箇所を新規に登録することを記載している」とあるが、これまでの締約国会議で決定した登録基準数(目標数)に照らして、日本の新規登録は、20箇所程度を目標にすべきであり、10箇所は、あまりにも少なすぎる。特に、温暖化の影響が深刻化する状況の下では、生物多様性確保の観点からも「ラムサール条約登録地」を出来るだけ多くすることは、極めて重要な意義を持つことを考慮すべきである。</p>	<p>これまでの締約国会議で決議されたラムサール条約湿地の数値目標は、1999年当時約1,000箇所だった条約湿地を2005年のCOP9までに2,000箇所にすることが掲げられ、その後、2002年に2010年までに2,500箇所にと更新されたものです。日本は1999年の段階で11箇所だった条約湿地を2005年までに33箇所にしており、掲げられている目標は達成していると考えています。今後も基準を満たすものについては引き続き登録に向けた調整を進めて参ります。</p>
2	I	<p>「ラムサール条約登録湿地」ばかりでなく、浅海域・湿地などが、「地球温暖化」で果たす役割を具体的に明らかにするよう要請するとともに、浅海域・湿地が二酸化炭素などの温室効果ガスを単位面積当たりどの程度吸収するのかの科学的数値を示すよう要請して欲しい。</p>	<p>具体的な要請は国別報告書に盛り込む内容ではないと思料します。</p>
3	1.1.4 a,b	<p>釧路湿原で言えばラムサール登録地以外の「湿地全体」で明らかに前回の3年間よりも「劣化に対処する必要性」が高まっている。このため条約湿地と湿地全体の劣化に対処する必要性が高まっているとの問いの評価はAといえる。</p>	<p>国内全体的に見れば、湿地の生態学的特徴の劣化に対処する必要性は、COP8からCOP9までの3年間と比べて同等であると把握しております。生態学的特徴の劣化が進む湿地に関しては、今後も改善に向けた取組を続けて参ります。</p>
3	1.3.3	<p>自然再生事業では「残された自然の保全を優先」することが原則となっているが釧路湿原では国立公園以外の泥炭地の保全は全く実施されておらず開発だけが続けている。自然再生事業が実施されていてもその効果は疑問が多く、温暖化ガスを排出する泥炭地の再生事業も生まれている。</p>	<p>釧路湿原自然再生事業は、平成17年3月に策定された「釧路湿原自然再生全体構想」において、残された良好な自然を守ることを優先し、その上で自然の復元や修復を図ることとされており、関係機関や地域と連携しながら湿原の保全や復元などに努めているところです。また、茅沼地区旧川復元については、湿原中心部への土砂流入量の削減、湿原植生の再生、河川環境、湿原景観の復元を目的に、蛇行河道の復元を図るものであり、旧川通水時に底泥が流出することによる下流への濁水影響などについて、学識者や地域住民などが参加する旧川復元小委員会の意見を伺いながら実施しているものです。今後も、釧路湿原自然再生協議会や地域の方々の意見を伺い議論しながら湿原の保全や復元に努めて参ります。</p>
3	1.3.3	<p>わが国における「泥炭地」の解釈、認識及び評価に対してラムサール条約と同じ視点に立つ必要がある。ラムサール条約における決議、勧告などとわが国の対応とにかなりの乖離を感じる。次の決議、勧告を反映させた国内登録基準の見直し、運用を望む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回会議・勧告6.1「泥炭地の保全」</li> <li>・第7回会議・勧告7.1「泥炭地の賢明な利用と管理のための地球的行動計画」</li> <li>・第7回会議・決議VII. 11「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」</li> <li>・第8回会議・決議VIII. 17「泥炭地に関する地球的行動のためのガイドライン」</li> </ul>	<p>これまでも泥炭地をラムサール条約湿地に登録し、保全・再生や普及啓発に努めていますが、今後とも適切な泥炭地保全・管理を目指し、努めて参ります。</p>

3	1.5.1 及び 1.5.2	1.5.2の重要な要素である「NPO・地域住民の多様な主体の参画」については「実施されている」と報告されているが釧路湿原の場合NPO等の事業の参画は「自然再生協議会」の雛壇に並ぶだけで実際の事業における実効性をともなった自然再生活動に参加する仕組みが生まれていない。 一部のNPO・NGOが自発的自主的な意志と行動で自然再生の場を作り自然再生のため実効性を伴う自然再生事業を展開している。しかし、市民の行動を支える予算措置を伴った具体的な支援策が国内の制度的問題で進んでいないばかりか現状で後退している実態があることも「その他事項」に明記する必要がある。	湿地再生ガイドランスには、利害関係者を特定し、作業のすべての側面において利害関係者に参加してもらう旨の記載があり、湿地における自然再生事業はこれに沿って進められています。自然再生事業は、様々な主体が合意のもと行っていくものであり、NPO・NGOの自発的自主的な活動資金の支援を前提とするものではありません。
3	2.1.1	ラムサール条約湿地リストのための戦略的枠組みでの戦略及び優先事項が確立していなければ早急に確立して欲しい。確立しているなら公開して欲しい。	2005年のラムサール条約湿地への登録候補の検討の中で示された選定の考え方を踏襲しているほか、数値目標等を第三次生物多様性国家戦略(2007年11月)において公開しております。
3	2.2.1	「COP10までに、条約湿地に係る自治体などの協力を得て、更新できていないRISを更新する予定である。」と修正すべきである。(下線部追加)	ご指摘の通り、修正いたします。
3	2.3.1 及び 2.3.2	「全ての条約湿地の生態学的特徴を維持する」ことに関して全てAの評価となっている。釧路湿原で「生態学的特徴の維持における管理計画及び戦略」が適用、策定されているとするAの評価とするには疑問がある。 確かに日本では国指定の鳥獣保護区などによってラムサール登録地が指定され管理されているものの、流域の強い影響を受け荒廃と劣化が著しい釧路湿原では流域の管理、特に水源地域の森林管理や河川管理が極めて重要になっている。しかし、釧路湿原流域では森林の皆伐が野放しで行われ、中小河川の直線化による河川改修など生態学的特徴を維持するための管理と戦略の態をなしていないといえる。このためラムサール登録地内の湖沼や湿原では泥炭湿地の植生に変化が見られ、水質の悪化や土砂の堆積で急激に浅くなるなど危機的状況が生まれている。	釧路湿原の自然再生事業対象区域は、釧路川水系の集水域全体であり、釧路湿原自然再生全体構想に基づき自然再生事業実施計画が作成され、実施もされています。全体構想の目標の達成には長期間を要することも考慮する必要があります。
3	4.1 及び 4.3	市民が「湿地の保全と賢明な利用に積極的に参加する事を奨励」することについては報告案では「自然再生事業で地域住民等と連携した管理手法を定め、多様な主体の参画のもとに実施している」としている(注:1.5.2の追加的实施情報)。しかし、釧路湿原自然再生協議会の市民参加は形式的なものとなっていて事業に直接参画する道が閉ざされ事業の実施と参画は官・業だけの実態となっている。	釧路湿原の自然再生事業においては、様々な形で市民の意見の反映や事業への参画の機会を設けているところではありますが、ご意見については今後の参考とさせていただきます。なお、全体構想の中では「NPOなどの市民団体は、自然再生への取組を自主的に実施したり、行政等が行う取り組みに参加・協働」する旨が役割分担として記されています。
3	4.4	ラムサールセンターが主催し、環境省の後援によって、日本国内7か所で実施された「KODOMOラムサール」について、重要なCEPA活動として記述すべきである。	ご意見を踏まえ、戦略4.4の追加的实施情報Bに、次の記述を追加いたします。 「日本全国の条約湿地で活動している子どもたちを集め、各々の地域の湿地生態系やその保全と賢明な利用について相互に学び合い、交流する機会を提供し、ラムサール条約の履行への参加を促進するCEPA活動である「KODOMOラムサール」が、ラムサールセンター主催、環境省後援で、2006～2008年にかけて7か所(濤沸湖、宮島沼、佐湯、琵琶湖、中海、宍道湖、漫湖)で開催され、全国29条約湿地から400人の子どもが参加した。」